

香川労働局発表
平成26年7月28日

担 当	香川労働局労働基準部
	監督課長 吉見 友弘
	主任監察監督官 長谷川 仁
	電話 087-811-8918
http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/	

定期監督等を1,243件実施し、約8割で法令違反を指摘 ～ 平成25年の監督指導実施状況について ～

香川労働局（局長 加藤敏彦）は、平成25年に管内の5労働基準監督署が実施した監督指導の状況を以下のとおり取りまとめました。

1 定期監督等¹の実施状況

県内の1,243事業場に対して定期監督等を実施し、このうち976事業場（78.5%）で何らかの労働基準関係法令違反を認め、是正の指導を行った。法令違反の主な内容は、労働時間に関するもの317件、安全基準に関するもの295件、健康診断に関するもの251件であった。

2 申告処理²の状況

労働者からの申し立てを受け、243件の申告処理を行った。主な内容は、賃金不払に関するもの166件、解雇に関するもの49件であった。申告を端緒とした監督における違反率は69.3%であった。

1 「定期監督等」とは、労働基準法・労働安全衛生法等の関係法令に基づき、労働基準監督官が定期的又は労働災害の発生等を契機として事業場に立ち入り、調査を行い、問題が認められた場合には、事業主に対して是正を勧告、指導するもの。

2 「申告」とは、労働者から労働基準監督署に対し、事業場が労働基準関係法令に違反している旨を申し立てること。申告を受けた労働基準監督署では、違反の事実を確認し、違反が認められた場合には是正を勧告、指導するなどにより改善を図っている。

香川労働局及び各労働基準監督署では、平成25年の監督指導における法令違反の状況や労働災害の発生状況等を踏まえ、平成26年度には、過重労働による健康障害防止及び賃金不払残業の防止、死亡災害の撲滅及び労働災害の減少、を最重点課題と捉え、引き続き、積極的に監督指導等を実施して法令遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処することとしています。

1 定期監督等の実施状況

平成25年（1～12月）中に、県内の1,243事業場に対して労働基準監督官が定期監督等を実施し、このうち976事業場（78.5%）で何らかの労働基準関係法令違反を認め、是正の指導を行いました（グラフ1）。

グラフ1 定期監督等の実施状況の推移

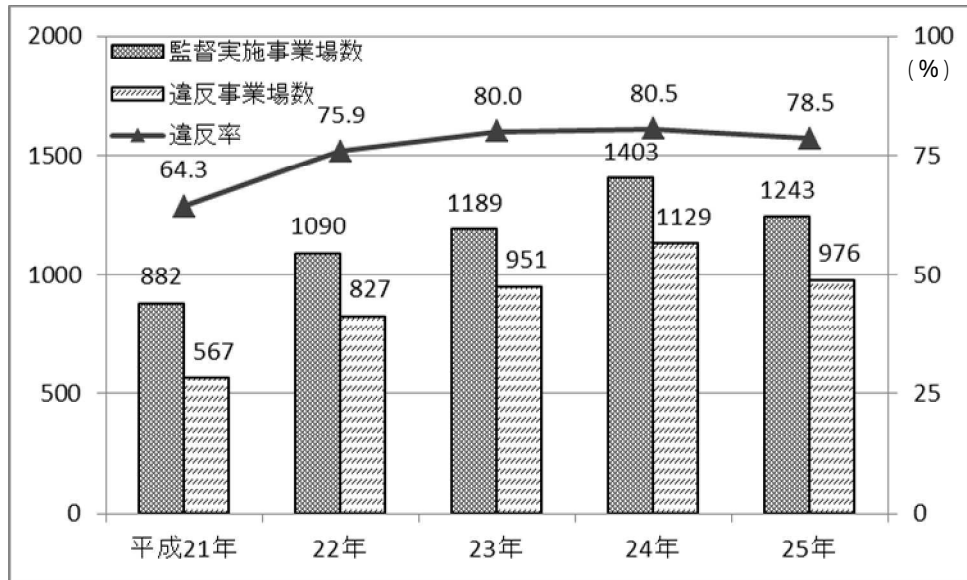


表1 平成25年における定期監督等実施状況

主な業種	監督実施 事業場数	違反事業場数	違反率 (%)	主な違反の内容（上段は件数、下段は違反率 (%)）								
				労働条件の 明示	労働時間	割増賃金	就業規則	賃金台帳	安全基準	衛生基準	検査 定期自主	健康診断
製造業	441	366	83.0	67 (15.2)	148 (33.6)	87 (19.7)	24 (5.4)	11 (2.5)	159 (36.1)	54 (12.2)	80 (18.1)	112 (25.4)
建設業	275	195	70.9	7 (2.5)	10 (3.6)	5 (1.8)	2 (0.7)	1 (0.4)	105 (38.2)	10 (3.6)	8 (2.9)	6 (2.2)
運輸交通業	69	53	76.8	17 (24.6)	36 (52.2)	10 (14.5)	7 (10.1)	10 (14.5)	10 (14.5)	0 (0)	7 (10.1)	13 (18.8)
商業	152	119	78.3	30 (19.7)	37 (24.3)	41 (27.0)	25 (16.4)	20 (13.2)	12 (7.9)	0 (0)	9 (5.9)	41 (27.0)
保健衛生業	102	92	90.2	31 (30.4)	30 (29.4)	32 (31.4)	22 (21.6)	11 (10.8)	1 (1.0)	0 (0)	0 (0)	34 (33.3)
接客娯楽業	74	53	71.6	21 (28.4)	15 (20.3)	23 (31.1)	17 (23.0)	11 (14.9)	3 (4.1)	0 (0)	1 (1.4)	19 (25.7)
上記以外の業種	130	98	75.4	25 (19.2)	41 (31.5)	31 (23.8)	17 (13.1)	8 (6.2)	5 (3.8)	2 (1.5)	3 (2.3)	26 (20.0)
合計	1243	976	78.5	198 (15.9)	317 (25.5)	229 (18.4)	114 (9.2)	72 (5.8)	295 (23.7)	66 (5.3)	108 (8.7)	251 (20.2)

（注）主な違反の内容は、抜粋であり、また、同一事業場で複数の違反が認められる場合もあるため、違反事業場数と各違反項目の合計数は一致しない。太字・下線は、違反の内容別に違反率の高かった3業種を示している。

主な違反の内容としては、労働時間に関するものが317件（25.5%）と最も多く、以下、安全基準に関するもの295件（23.7%）、健康診断に関するもの251件（20.2%）、割増賃金に関するもの229件（18.4%）の順に多くなっています。また、業種別にみると、保健衛生業（90.2%）、製造業（83.0%）、商業（78.3%）の順で違反率が高くなっています（表1、表2）。

表2 主な法令違反の事例

事項	主な法令違反の事例
労働条件の明示 （労働基準法第15条）	・労働者を雇い入れる際に、雇用期間、就労場所、労働時間、休日、賃金等の主要な労働条件を書面で明示していないもの、又は明示すべき事項を明示していないもの。
労働時間 （労働基準法第32・40条）	・時間外・休日労働協定（36協定）を締結・届出していないのに、法定労働時間を超えて労働させているもの。 ・時間外・休日労働協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせているもの。
割増賃金 （労働基準法第37条）	・時間外労働・休日労働・深夜労働に対して、法定の割増賃金を支払っていないもの（賃金不払残業）。 ・残業実績に応じ割増賃金を支払っているが、単価計算に算入すべき手当等を算入していないもの。
就業規則 （労働基準法第89条）	・10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を作成していないもの。 ・作成又は変更した就業規則を労働基準監督署に届け出していないもの。
賃金台帳 （労働基準法第108条）	・事業場ごとに賃金台帳を調製していないもの。 ・手当額、労働時間等の必要事項を賃金台帳に記載していないもの。
安全基準 （労働安全衛生法第20～25条）	・製造業におけるプレス機械や木材加工用機械の安全防護策を行っていないもの、又は法令の要件を具備していないもの。 ・建設現場等の高所からの墜落・転落を防止するための足場の設置を行っていないもの、又は法令の要件を具備していないもの。
衛生基準 （労働安全衛生法第20～25条）	・局所排気装置の設置や防毒マスクの使用等の有害物質へのばく露防止措置を講じていないもの。
定期自主検査 （労働安全衛生法第45条）	・プレス機械、フォークリフト、ドラグショベル等の特定の機械について、法定の自主検査を行っていないもの。
健康診断 （労働安全衛生法第66条）	・1年以内ごとに1回、定期健康診断を行っていないもの。 ・有機溶剤業務等の有害業務に従事する労働者に対する特殊健康診断を行っていないもの。

2 申告処理の状況

平成25年（1～12月）中に、労働者から申し立てを受け、労働基準監督署が処理を行った申告件数は243件でした。このうち、労働者が申し立てた労働基準関係法令違反の内容は、賃金不払に関するもの166件（68.3%）、解雇に関するもの49件（20.2%）の順に多くなっています（表3）。

申告に基づいて、202事業場に対して労働基準監督官が監督を実施し、このうち140事業場（69.3%）で何らかの労働基準関係法令違反を認め、是正の指導を行っています。

表3 平成25年における申告の状況

主な業種	申告 件数	主な申告の内容					
		労働基準法				最低 賃金法	労働安全 衛生法
		賃金不払	解雇	労働時間	その他		
製造業	36	17	11	3	8	0	0
建設業	29	23	4	0	1	0	0
運輸交通業	33	23	3	1	6	2	2
商業	40	26	10	1	7	0	0
接客娯楽業	41	33	8	2	2	4	1
上記以外の業種	64	44	13	2	13	1	0
合計	243	166	49	9	37	7	3

（注）1件につき複数の事項について申告する場合もあるため、申告受理件数と主な申告事項の件数の合計は一致しない。